



Y994
J2177

警察概念

警視廳消防練習所

Y994
J 2177



I 種
W



1200700960261

序

昭和十一年二月消防練習所ニ警察概念ノ一科目ヲ新ニ置キ警察實務ノ一般ヲ消防職員ニ知ラシメ執務上ノ便ヲ圖テ來タガ其後時代ノ推移ニ伴ヒ幾多規程ノ改正ガアリシ爲今回一部ニ訂正ヲ加ヘ改版シタ尙其ノ内容ノ不備杜撰ノ譏リハ免レナイ所デアル後日更ニ機ヲ見テ補足ノ豫定ナルコトヲ附言ス

昭和十三年九月

編者識

目次

第一編	總論	一
第一章	警察ノ觀念	一
第二章	警察ノ沿革	四
第三章	警察組織	七
第二編	各論	四
第一章	巡查ノ勤務	四
第二章	受持巡查	六
第一節	總說	六
第二節	各說	九
一、	受持巡查活動ノ諸形式	九
二、	立番制度	一
三、	警邏制度	三
四、	戶口查察	五
五、	臨檢視察	〇

六、密行及張込……………五〇

第三節 巡查派出所ニ於ケル願届ノ取扱……………五一

第四節 休憩……………五三



警察概念

第一編 總論

第一章 警察ノ觀念

一、警察ノ觀念

警察トハ社會生活ノ利益ヲ保護セムガ爲ニ、一般統治權ニ基キ人民ノ自由ヲ制限シ、又ハ之ヲ強制スル國家ノ權力作用ヲ謂フノデアアル。之ヲ分析スルト

1. 警察ハ統治權ニ基ク作用デアアル。

警察ハ權力作用ヲ其ノ實體ト爲スモノデ、警察ハ此ノ權力作用ヲ除外シテ思考スルコトハ出來ナイ。故ニ警察作用ハ常ニ命令的ニ、人民ノ自由ヲ制限シ又ハ直接ニ身体財産ニ對シテ拘束ヲ加ヘル様ナ場合ニ現ハレル。

此ノ權力ハ一般統治權ニ基カネバナラヌ。之ヲ警察權ト稱スル。從テ警察權ニ服従スル者ハ、國家統治權ニ服従スル總テノ者デアアル。併シ軍人、囚人、學生ノ如ク特別ノ法律關係ニ基イテ、權力ニ服従スル者ハ警察權ニ基クモノデハナイ。

2. 警察ハ人民ノ自由ヲ制限シ、又ハ其ノ制限ヲ強制スル作用デアアル。

茲ニ自由トハ「自然ノ自由」ヲ言フノデアアル。自然ノ自由トハ各人ガ事實上ニ其ノ肉體及精神上ノ總テノ活動ヲ任意ニ爲シ得ヘキコトヲ意味スルモノデ、各人ガ天然ニ享有スル事實的能力デアアル。例之人ガ歩行シ、飲食シ或ハ男女同棲スルガ如キモノデアアル。自然ノ自由ノ制限ハ、法律的能力ノ制限ト區別シナケレバナラヌ。法律的能力ノ制限トハ民法デ滿十七年以下ノ男子、滿十五年以下ノ女子ノ婚姻ヲ禁止シタ如キヲ言フ。此ノ制限ハ此等ノ者ノ婚姻ガ法律上無効デアアルコトヲ定メタモノデ、事實上ノ夫婦關係ヲ禁ジタモノデハナイ。警察ハ此ノ自由ヲ制限シ、又ハ制限ヲ強制スル作用デアアル。此ノ作用ハ法規又ハ處分ニ依テ作爲、又ハ不作爲ノ義務ヲ命ジテ、人民ガ任意ニ之ニ服從シナイ場合ニ之ガ強制手段ヲ採ルノデアアル。強制トハ實力デ身體、財産ニ侵害ヲ加ヘテ必要ナ特定ノ状態ヲ實現スル作用デアアル。

3. 警察ハ社會生活ノ利益ヲ保護スルコトヲ目的トスル行政作用デアアル。

警察ノ目的ハ社會生活ノ利益ヲ保護スルニ在ル（學者ハ之ヲ警察ノ目的ト呼シテ居ル）即チ社會ノ安寧、風俗、衛生、交通、産業等社會生活ノ總テノ方面ニ涉ツテ、其ノ障害ヲ除キ、健全ナル發達ヲ期セムトスルニアル。又同ジク權力作用デモ直接社會ノ秩序ヲ維持スルモノデハナク國家ノ收入、軍備等ノ爲ニスル作用ハ財務行政、軍務行政等デ警察デハナイ。同ジク社會秩序ノ維持ヲ直接

ノ目的トスル作用デアツテモ、權力ヲ用キテ人民ノ自由ヲ制限シナイ助長行政（保育作用）ハ警察ト異ナツテ居ル。社會生活ノ利益ヲ保護スルニハ、消極的ニ社會生活ノ危害ヲ豫防排除スル場合ト、積極的ニ公共ノ福利ヲ増進セムトスル場合トアル。警察ノ觀念ガ此ノ消極的作用ニ限ラレルヤ否ヤハ議論ノ存スル所ガアル。

二、既ニ犯罪ノ發生シタ後犯人ノ逮捕搜索ノ爲ニスル作用ハ通常之ヲ司法警察ト稱シ、行政警察ニ對立セシメテ居ルガ、所謂司法警察ハ之ヲ管掌スル機關ガ行政警察機關ト同一人ヲ以テ組織セラレテ居リ、其ノ性質ハ刑罰權ノ作用デアアル。先ヅ命令禁止シテ然ル後人民ノ自由ヲ制限スルノデハナク、其ノ制限ハ社會生活上各人ガ守ルベキ當然ノコトデアツテ唯其ノ違反ニ對シテ制裁ヲ科スルコトニ依テ社會生活ノ秩序ヲ維持セムトスルノデアアル。故ニ之ハ上述ノ警察デハナイ。所ガ司法警察機關ノ職務中主要ナ部分ヲ占メ直接人民ニ利害關係ヲ及ボスコトガ甚大ナル點カラシテ今尙一般人ハ警察ト言ヘバ司法警察ノ司ル機關ノ如ク考ヘテ居ル。吾人ハ此ノ點ヲ混同セヌコトヲ要スル。

三、警察ハ内務行政ニ屬スル。國家ニ於ケル統治權ノ作用ハ、通常立法、司法及行政ノ三ニ分類スル。立法トハ、帝國議會ノ協贊ニ依リ法律ヲ制定スル作用ヲ謂ヒ司法トハ、民事刑事ノ訴訟ヲ裁判スル作用ヲ謂ヒ、行政トハ法ノ範圍内ニ於テ國

家ノ目的ヲ對スルガ爲ニスル各般ノ作用ヲ謂フ。
行政ハ之ヲ内務行政、外務行政、財務行政、軍務行政及法務行政ニ五大別スル。
内務行政ハ直接人民ノ安寧幸福ノ爲ニ活動シ、外務行政ハ國家ノ對外關係ヲ掌リ
財務行政ハ國家財政ノ經理運用ニ關シ、軍務行政ハ陸海軍ノ編成其ノ他國防ニ關
スル諸般ノ事務ニ當リ、法務行政ハ司法ノ補助作用トシテ行ハル。
警察ハ此ノ内務行政ニ屬スル。

第二章 警察ノ沿革

現在「警察」ヲ如何ニ觀念スベキヤハ大体以上述ベル如クデアアルガ如斯意義ヲ有
スル警察ノ觀念ハ如何ナル變遷ノ歴史ヲ有スルモノデアアルカ警察觀念ノ沿革ト共
ニ警察制度ノ沿革ヲ次ニ併セ述ブルコトニスル。
警察制度竝ニ警察ノ觀念ハ古來幾多ノ變遷ヲ經テ漸ク今日ニ至ツタモノデ、特ニ
我が國現時ノ法制ハ多ク範ヲ歐洲ニ採リ、之ヲ參酌模倣セルモノデアアル。歐洲警
察ノ變遷ニ就テハ幾多ノ沿革歴史ヲ有シテ居ルガ要スルニ中世ニ於ケル警察ハ他
ノ國權ノ作用ト混同シ、國家ノ行政ヲ、擧ゲテ總テ警察デアアルト言ツテ居ツタノ
デアアル。其ノ後近代ニ至ツテ警察ノ意義ガ稍分科セラレタガ尙曖昧不明デアツタ
即チ國家行政ノ中ニ於テ軍事、財政等ヲ除キ苟モ國民ノ安寧幸福ヲ目的トスル行

政ノ範圍ハ總テ之ヲ警察デアアルト稱シテ居ツタ。然ルニ十八世紀以來警察ナル語
ハ更ニ狹義ニ用キラレ、内務行政ノ一部トシテ専ラ公共ノ安寧秩序ヲ維持スルコ
トヲ目的トスル範圍ニ用キラルル様ニナツタノデアアル。

明治元年七月江戸ヲ改メテ東京ト呼ビ八月初メテ東京府ヲ置キ南北市政裁判所ヲ
同府ニ併セ市政ヲ管掌セシメタ。二年十一月府廳ニ府兵掛ヲ置キ諸藩ノ兵士ヲ選
拔シ、以テ市内ノ取締ニ任ゼシメ、其ノ約束、號令、賞罰黜沙ハ之ヲ東京府ニ委
任シ重大事件ハ之ヲ兵部省ニ稟議セシメタ。十二月東京府兵規則ヲ設ケ、以テ安
寧維持ノ方法ヲ定メ、四年九月府兵掛ヲ取締役ト改メタ。十月東京府下取締ノ爲
ニ邏卒三千人ヲ置キ取締組ヲ編成シ東京府ニ於テ之ヲ監督シ府兵ヲ解散シテ其ノ
取締法ヲ一新シタ。當時邏卒ト言フノハ取締組子ノ總稱デ僅カニ三尺許リノ棍棒
ヲ以テ護身用ト爲シ晝夜警邏巡察ヲ懈ラズ專ラ治安保持ノ任ニ當ラシメタ。是ニ
於テ警察ノ面目漸ク一新シテ市民ハ始メテ警察ニ信賴シ各々其ノ塔ニ安ズルニ至
ツタノデアアル。而シテ取締役大體法則取締規則及給與規則等ヲ制定シタノハ實ニ
此ノ時デアアル。

五年ニ邏卒一千人ヲ増員シ、次イデ其ノ年五月取締組ヲ邏卒ト改稱シ邏卒總長、
權總長、檢官、權檢官、區長、權區長、邏卒小頭、邏卒小頭助等ノ官ヲ設ケタ。八
月東京府邏卒ヲ司法省ニ移屬シ、同省ニ警保寮ヲ置キ警察事務ヲ管掌セシメタ。

蓋シ當時不逞ノ徒尙多ク國家ノ命令ガ未ダ容易ニ行ハレナカッタカラ專ラ刑罰ヲ提ゲテ之ニ臨ミ威壓強制シテ政令ヲ遵守セシムル必要ガアツタ。從ツテ重キヲ司法ニ置キ警察事務ノ如キ司法ノ補助トシテ司法ト混同セラレテ居タ。而シテ又十月府下ニ番人ヲ設置シタ。番人ハ選卒ト其ノ職務ヲ同フスルモ、其ノ經費ハ總テ民費ヲ以テ施設セラレタノデアアル。同月始メテ警保寮ニ巡查ヲ置キ番人ヲ監督シ選卒ハ番人ト相須ツテ勤務ニ服セシメタ。七年一月警保寮ヲ内務省ニ移屬シ、警保寮ヲ置キ、東京ニ警視廳ヲ創設シテ府下ノ警察事務ヲ統轄セシメタ。是ハ川路大警視ガ歐洲警察制度調査ノ結果デアアル。蓋シ當時維新創業ノ後ヲ承ケ、内亂一撥ノ兆、天下到ル處ニ伏在シ、爲ニ生民ハ其ノ堵ニ安ズルコトガ出來ナイ状態デアツタカラ、其ノ動靜ヲ審ニシ以テ之ガ鎮壓ヲ謀ルコトハ當時ノ警察ニ於テ其ノ主タル目的デアリ且ツ又其ノ重タル職務トシタ所以デアアル。八年ニ至リ行政警察規則ヲ制定シ各府縣ニ警部ヲ置キ選卒ヲ廢シテ巡查ト爲シ警察ノ事務ハ全ク警保寮ニ於テ統轄スルコトトナツタ。各地方警察モ亦東京ニ準ジテ之ヲ行ヒ總テ警保寮ノ指揮ニ從ハシメタ。茲ニ於テ警察ハ全ク司法ト分離スルニ至ツタノデアアル。十年警視廳ヲ廢シ、内務省中ニ警視局ヲ置キ、大警視ヲ以テ警視局長ト爲シ、全國ノ警察及監獄ノ事務ヲ掌ラシメ、特ニ東京府下ノ警察事務ハ警視局ヲシテ之ヲ直轄セシメタ。後十四年ニ至リ再ビ警視廳ヲ置キ内務省ノ警視局ヲ警保局ト改稱

第三章 警察組織

シタ。今日ニ於ケル警保局ハ即チ是デアアル。要之我國警察ノ沿革變遷ニ對スルモ、國家ハ其ノ初メ國權ノ維持ヲ以テ唯一ノ目的トシ警察ハ全然軍務ト混淆シ、或ハ司法ト混淆シテ居ツタノデアアル。而シテ警察ハ、内務行政ノ範圍ニ屬シ、而モ明カニ他ノ行政ト分離シテ、專ラ公共ノ安寧秩序ヲ維持スル國權ノ作用デアルトノ觀念アルニ至ツタノハ、行政警察規則制定後ノコトデ、歐洲近代ノ發達現象ト殆ド其ノ軌ヲ一ニスルモノト謂フベキデアアル

警察ノ觀念ハ第一章所說ノ如ク統治權作用ノ一面タル行政權作用ノ一部デアアルカラ、警察ノ組織ハ行政權、即チ警察行政權ヲ施行スル機關ノ組織デアアル。警察行政ノ組織ハ國家通常ノ状態ニ於ケル場合ト國家戒嚴ノ状態ニ於ケル場合トニヨツテ異ツテ居ル。

第一 國家通常ノ状態ニ於ケル警察組織

一、中央警察官廳

茲ニ中央トハ其ノ權限ガ廣ク全國ニ亘ルカ否カノ差ヲ言フモノデアアル。中央官廳ハ、我國最上級ノ警察官廳デ、内務大臣ガ即チ是デアアル。内務省官制第一條ニハ「大務大臣ハ神社、地方行政、議員選舉、警察、土木、衛生、都市計畫、地理、

出版、著作權、及拓殖ニ關スル事務ヲ管理シ、警視總監、北海道長官、及府縣知事ヲ監督スルトアツテ明カニ内務大臣所管事務ノ一トシテ警察ヲ掲ゲテ居ル。唯内閣總理大臣及他ノ各省大臣モ其ノ主管事務ニ關シテハ警察行政權ヲ行フコトガ出來ル。例之遞信大臣ハ電氣事業、船舶、船員等ノ取締ニ付キ警察權ヲ有スルガ如キデアル。

警察官廳ノ權限ハ此ヲ大別シテ

(イ) 警察立法權

(ロ) 監督權

(ハ) 處分權

(ニ) 其ノ他ノ權

大臣ノ(イ)立法權ハ即チ閣令及省令ヲ發スルコトニ在リ、(ロ)監督權ハ地方官廳ヲ指揮監督スルコトニ在リ、(ハ)處分權トシテハ特ニ大臣ノ權限ニ屬セシメラレタル警察處分ヲ爲スコトデアル。例之出版物ノ發賣禁止、結社ノ禁止等之ニ屬スル。此ノ大臣ノ警察處分權ニ屬スルモノハ他國ニ比シ我國ハ比較的其ノ範圍ガ廣イ。

二、地方警察官廳

1. 第一級ノ地方警察官廳

我が東京府ニ於テハ警視總監、其ノ他ノ府縣ニ於テハ府縣知事、北海道ニ於テ

ハ北海道廳長官デアアル。其ノ他第一級ノ地方警察官廳トシテハ樺太ニ樺太廳長官デアリ、臺灣ニ臺灣總督、朝鮮ニ朝鮮總督、關東洲ニ關東洲長官、南洋群島ニ南洋廳長官ガアル。

第一級ノ地方警察官廳ノ(イ)ノ警察立法權ハ警視廳令、府縣令、總督府令、廳令等ヲ發スルコトデアリ、(ロ)ノ監督權ハ下級機關ヲ指揮監督スルノ權デアアル。(ハ)ハ法令ニ依リ警察處分ヲ爲ス權ヲ有スルノ外(ニ)ノ出兵請求權ガアル。即チ「非常急變ニ臨ミ、兵力ヲ要シ又警備ノ爲兵力ヲ要スル時」ハ、東京警備司令官又ハ師團長ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得ル。(警視廳官制第五條地方官制第七條)此ノ外特別ノ知識技能ヲ要スベキ警察事務ニ付特別ノ地方官廳ガアル。鑛業警察ヲ掌ルモノニ鑛山監督局ガアリ、輸入植物ノ取締ニ就テハ植物檢査所、電氣事業及船舶船員ノ取締ニ就テハ遞信局ガ之ヲ主管スルガ如キハ是デアアル。

2. 第二級ノ地方警察官廳

内地ニ警察署長アリ、警察管轄區域ニ依ルヲ一般トスルガ、我が東京府ノ如ク地方ノ必要ニ依リ内務大臣ガ別ニ定メテ警察署ヲ置クコトヲ得ルコトニナツテキル。警察署長ハ立法權ヲ有シナイ。唯監督權及處分權ヲ有スルノミデアアル。即チ上官ノ指揮ヲ承ケ、法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事務及警視總監及地方ノ委任シタル事務ヲ執行シ及部下ノ官吏ヲ指揮監督スルコトガ權限デアアル。

特種ノ事務ニ就テハ法令ニ依リ市、町、村長、委任セララルモノガアル。例之
急ヲ要スル場合ノ精神病者監護、埋葬ノ認許、傳染病豫防、種痘ニ關スル事務
ノ如キ之デアアル。

三、樺太、臺灣、朝鮮、關東州、南洋群島ニ於ケル警察組織

1. 第一級警察官廳ハ樺太ニ樺太長官アリ、臺灣ニ臺灣總督、朝鮮ニ朝鮮總督、
關東州ニ關東州廳長官、南洋群島ニ南洋廳長官ガアル。
 2. 第二級警察官廳ハ樺太ニ警察署長アリ、臺灣ニ州知事若ハ廳長、朝鮮ニ道知
事、關東州ニ警察署長、南洋群島ニ支廳長ガアル。
 3. 第三級警察官廳ハ臺灣ニ郡守、朝鮮ニ警察署長ガアル。
 4. 第四級警察官廳ハ臺灣ニノミアルモノニシテ警察署長ガ之デアアル。
- 以上ハ平時ニ於ケル警察官廳ニ關スル説明デアアルガ官廳ハ機關ニシテ人格ヲ有ス
ルモノデハナイ。此等ノ官廳ガ爲セル外部ニ對スル作用、處分等ハ直チニ統治權
者ニ其ノ效果ガ歸屬スルモノデアアル。乍併此等ノ官廳ハ自ラ機關ナルト共ニ多ク
ノ補助機關ヲ有シテキル。警察上ノ貢獻ハ之等ノ補助機關ガ一体トナツテ活動ス
ルコトニ依テ爲サルモノデアアル。故ニ警察事務ヲ行フ警察機關ハ之ヲ官廳タル
警察機關ト單ナル補助官府タル警察機關トニ分チ得ル。警察機關ハ又別ノ見地カ
ラ警察執行機關ト然ラザルモノトニ分チ得ル。警察ハ其ノ性質上義務不履行ニ對

シテ實力ヲ強制スルコト多ク、又直接制限トシテ實力ヲ使用スルコトガ尠クナイ
此ノ實力ノ強制、使用ノ權能ヲ有スル警察機關ヲ警察執行機關ト稱ス。即チ中央
警察官廳タル内務大臣、第一級地方警察官廳タル地方長官警視總監ノ如キハ警察
執行機關デハナク、其ノ實力ヲ行使スルコトヲ得ナイ此ノ實力ヲ行使スルコトヲ
得ル警察執行機關タル者ハ現在次ノ二種類ニ分カレル

一、警察官吏

警察官吏ハ直接ニ人民ニ接シテ、特ニ警察事務ヲ司リ實力強制ヲ爲ス機關タル
官吏デアアル。之等ノ警察官吏ハ警視總監、又ハ地方長官ノ下ニアリテ、恰モ軍
隊ニ於ケルガ如キ階級的組織ヲ成スモノデ、其ノ最上ノ地位ニ在ルモノハ警察
部長デアツテ、其ノ下ニ警視、警部、警部補及巡查ガアル。之等ノ者ハ一面ニ
於テハ警察權ヲ行使シ、他面檢事ノ補佐官トシテ其ノ指揮ヲ受ケ、司法警察ノ
職務ヲ行フモノデアアル。

二、憲兵

憲兵ハ陸軍兵ノ一種デ、身分上ハ陸軍大臣ノ所管ニ屬シ主トシテ軍紀維持ノ任
ニ當ル者デアアルガ、兼ネテ行政警察、司法警察ノ職務ヲ行ヒ、其ノ行政警察上
ノ職務ニ關シテ、内務大臣、警視總監、地方長官ノ指揮ヲ承ケル。乍併憲兵ノ
警察ニ關スル職務ハ、單ニ警察官吏ノ職務ヲ補充スルノ義務ヲ有スルニ止マル

モノデ特ニ命ヲ承ケタ場合ノ外ハ、唯警察官吏ガ現場ニ居ラヌ場合ニ於テ、其ノ職務ヲ行ヒ得ルニ止マリ、其ノ職務執行ニ際シ、警察官吏ガ現場ニ臨ンダトキハ、之ニ其ノ處置ヲ讓ルベキデアル。

第二警視廳ノ組織

吾人ハ前項ニ於テ全國警察活動ノ大要ヲ知ツタ、本項デハ警視廳ノ組織ノ概要ヲ説明スル。

一、警視廳

東京府下ニ於ケル警察組織ハ、他府縣ト稍々趣ヲ異ニシテ居ル、即チ他府縣ニ於ケル第一次地方警察官廳ハ、府縣知事デアルガ、東京府下ニ於ケル警察事務ハ警視廳ヲ置キ其ノ長官タル警視總監之ヲ掌握シ府縣知事ハ土木、勸業、教育、衛生等一般行政事務ヲ掌握シ、警察權ヲ有シナイ。現行警視廳官制ニ依レバ、警視總監ハ「東京府下ノ警察消防及特ニ内務大臣ノ指定スル衛生事務、工場施行ニ關スル事務、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工場勞働者最低年齡法施行ニ關スル事務並ニ健康保險ニ關スル事務ヲ管理スルモノデ其ノ職務ニ關シ一般ニハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ、各省ノ主務ニ關スル事務ニ就イテハ、各省大臣ノ指揮監督ヲ承ケル。之等ノ事務ニ就イテ警視總監ハ警視廳令ヲ發シ之ニ五十圓以内ノ罰金又ハ拘留、

科料ノ罰則ヲ附シ東京警備司令官、又ハ師團長ニ出兵ヲ請求シ、他府縣知事ニ警察官ノ來援ヲ求メ、警察署長、消防署長並ニ部下ノ官吏ヲ指揮監督シ委任官ノ功過ハ内務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ專行シ、其ノ主務ニ關シテハ東京府下ノ支廳長、市長、區長及町村長ヲ指揮監督スル警視廳官制ハ警察署長ノ處分ガ「成規ニ違ヒ公益ヲ害シ、又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ、其ノ處分ヲ取消又ハ停止スル」ト規定シタ。之即チ監督權ノ原則ヲ明カニシタモノデアル又警視總監ハ司法警察、即チ犯罪捜査ニ付、司法警察官トシテ管下ニ於テ、地方裁判所檢事ト同一ノ職權ヲ有スル。(刑事訴訟法第二四七條)

尙警視總監ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ警察署長ニ委任スルコトガ出來ル。警視總監事故アルトキハ代理機關トシテハ先ヅ警務部長タル部長、警視總監及警務部長タル部長共ニ事故アルトキハ内務大臣ニ於テ他ノ高等官ノ一人ヲシテ警視總監ノ職務代理ヲ命ズル。尙總監ハ臨時必要ニ依テ部下ノ官吏ニ事務ノ一部ノ代理ヲ命ズルコトガ出來ル。

二、警視廳ノ部、課、係、其ノ他

警視廳ノ部、課、係、其ノ他ノ組織一斑ハ左表ノ通りデアル。

警視廳組織一班

總監官房

秘書係

文書課

情報課

會計課

監察官 第一方面、第二方面、第三方面

警務部

警務課

警衛課

防空課

特別警備隊

警察練習所

特別高等警察部

庶務課

外事課

特高第一課

審查係。記錄係。統計係。往復係。電信係。

情報係。

出納係。用度係。檢查係。營繕係。

警務係。規畫係。教養係。主計係。

警衛係。警備係。

防空係。整備係。

亞細亞係。歐米係。

第一係。第二係。

刑事部

庶務課：：：：庶務係。遺失物係。家出入收容所

搜查第一課：：：：第一係。第二係。

搜查第二課：：：：第一係。第二係。

鑑識課：：：：鑑識係。留置人係。

防犯課：：：：防犯係。保護係。

保安部

庶務課：：：：庶務係。人事相談係。燃料係。

保安課：：：：安寧係。風紀係。興行係。

交通課：：：：交通係。事業係。運轉者係。

工場課：：：：監督係。設備係。

建築課：：：：監查係。技術係。

健康保險課……………企畫係・監理係・健康保險相談所・同出張所
衛生部

衛生課……………衛生係・保健係

醫務課……………醫務係・豫防係

防疫課

獸醫課

衛生検査所

細菌検査所

消防部

消防課……………消防係・計畫係

監察課

機械課

消防練習所

總監官房ニ官房主事ヲ置ク官房主事ハ警視總監ノ命ヲ承ケテ官房ノ事務ヲ掌理シ
部下官吏ヲ指揮監督スル

各部ニ部長ヲ置ク、各部長ハ警視總監ノ命ヲ承ケテ、部ノ事務ヲ掌リ部下ノ官吏
ヲ指揮監督スル

官房主事及部長ハ主管事務ノ執行ニ關シ警視總監ノ命ヲ承ケ、警察署長以下ヲ指
揮監督スル。但シ消防署長アル地ニ在リテハ消防部長ハ消防署長以下ヲ指揮監督
スルノデアル。官房主事又ハ部長事故アルトキハ警視總監ニ於テ其ノ廳ノ官吏ヲ
シテ其ノ事務ノ代理ヲ命ズル

本廳各部内ノ事務ハ前表ノ通り課係ニ分科セシメ、之ニ事務官、警視、消防司令
技師、警部、屬、消防士、消防機關士、技手、通譯、警部補、巡查、消防手等各
課係ニ應ジ配屬シ、官房主事、各部長ノ事務ヲ補佐シテ居ル。此ノ外總監ノ命ヲ
承ケ警察、消防事務ノ實況ヲ監察スル機關トシテ監察制度ヲ設ケ、警察事務監察
ニ就テハ警視三名ヲ以テ之ニ充テ、監察官附警部之ヲ補助スル。消防事務監察ニ
就テハ消防部長ノ命ヲ承ケ監察課長之ニ充リ、消防士及消防機關士之ヲ補佐スル

三、警察署

警視廳管内ニ於ケル第二級地方警察官廳ハ警察署長デアル。警察署ナル名稱ハ官
廳ナル署長及其ノ補助機關ヲ包括シタ觀念デアツテ警察署ノ位置、名稱、管轄區
域ハ警視總監ガ之ヲ定メル。而シテ警視廳管下ニ於ケル警察署ハ市部七九、郡部
八王子市ニ六、他ニ水上警察署一、島嶼ニ四、合計九〇署アル。
警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充テル。警察署長ハ警視廳官制ニ依レバ、上
官ノ指揮ヲ承ケ部内ノ警察、衛生、徵發、召集ニ關スル事務（市ニ於ケル徵發、

召集事務ヲ除ク)ヲ處理シ、部下ノ官吏ヲ監督シ、郡部ニ於テハ召集、徵發事務ニ於テ部内ノ市町村長ヲモ指揮監督スル權限ヲ有ス。

警察所屬ノ職員ハ警察署長ノ外警部、警部補、巡查部長、巡查及書記デアル。

警部又ハ警部補ハ累次上官ノ命ヲ承ケ警察衛生(郡部ニ於テハ徵發召集及消防)ニ關スル事務ニ從事シ、部下ノ警部補、巡查部長、巡查及消防組員ヲ指揮監督スル。署長事故アルトキハ上席警部又ハ警部補之ヲ代理スル。

警察署ノ事務ハ警務係、情報係、特別高等係、司法係、保安係、衛生係ヲ置イテ事務ヲ分掌シテ居ル。之等ノ事務ノ範圍ハ左記ノ通り警察署處務細則ニ規定シテアル。

警務係

- 一、署員ノ配置、進退、賞罰、教養訓練其ノ他ノ勤務及身分ニ關スルコト
- 二、警衛警備ニ關スルコト
- 三、外勤監督ニ關スルコト
- 四、警察區畫及警線路ニ關スルコト
- 五、集配便、郵便又ハ特使ニ依ル文書ノ收受及發送ニ關スルコト
- 六、統計製圖ニ關スルコト
- 七、戸口查察及索引票ニ關スルコト

- 八、非常警備ニ關スルコト
- 九、徵發及召集ニ關スルコト
- 十、會計經理ニ關スルコト
- 十一、遺失物ニ關スルコト
- 十二、科料金及保證金ニ關スルコト
- 十三、留置人其ノ他所持金保持ニ關スルコト
- 十四、水火災ノ警戒防禦ニ關スルコト
(東京市内ニ於ケル事務ヲ除ク)
- 十五、他ノ分掌ニ屬セザル庶務ニ關スルコト

特別高等係

- 一、外事警察ニ關スルコト
 - 二、思想運動ニ關スルコト
 - 三、勞働運動ニ關スルコト
 - 四、内鮮並臺灣關係高等警察ニ關スルコト
 - 五、出版警察ニ關スルコト
 - 六、勞働爭議調停資料ニ關スルコト
- 司法係

- 一、刑事警察ニ關スルコト
 - 二、棄兒、迷兒及所在不明者ニ關スルコト
 - 三、變死傷者ニ關スルコト
 - 四、留置場及保護室ニ關スルコト
 - 五、被疑者及囚人押送ニ關スルコト
- 保安係

- 一、建築警察ニ關スルコト
 - 二、風俗警察ニ關スルコト
 - 三、營業警察ニ關スルコト
 - 四、交通警察ニ關スルコト
 - 五、銃砲火藥、汽罐汽機其ノ他危險物取締ニ關スルコト
 - 六、工場及職工徒弟等ニ關スルコト
 - 七、人事相談ニ關スルコト
 - 八、其ノ他保安警察ニ關スルコト
- 衛生係
- 一、醫師、產婆其ノ他醫療ニ屬スル營業取締ニ關スルコト
 - 二、藥品取締ニ關スルコト

- 三、飲料水及食器具取締ニ關スルコト
 - 四、牛乳搾取場、乳製品、清涼飲料水製造場及氷雪ノ採取、製造貯藏場ニ關スルコト
 - 五、魚腸骨取扱場、魚獸化製場、屠獸場、畜舍及斃獸ニ關スルコト
 - 六、汚物及胞衣穢物取扱營業取締ニ關スルコト
 - 七、墓地、火葬場及埋火葬ニ關スルコト
 - 八、傳染病豫防及檢疫事務ニ關スルコト
 - 九、其ノ他衛生及衛生警察ニ關スルコト
- 而シテ之等ノ係ニハ夫々主任ヲ置キ、警部或ハ警部補ヲ以テ之ニ充テ其ノ下ニ副主任係員ヲ配屬スル。茲ニ係員トハ内勤、特務巡查デ上官ノ命ヲ承ケ分掌事務ニ従事スル。

(巡查勤務規程參照)

右係員以外ニ警察署ノ延長トシテ派出所、出張所、駐在所ヲ設置シテ警部補、巡查部長、或ハ巡查ヲ配置スル。

四、消防署

東京市内ニ於ケル水火災ノ警戒防禦ノ爲消防署ヲ置ク。其ノ位置、名稱、管轄區域ハ警察署ト同ジク警視總監之ヲ定メル。但シ八王子市及郡部ニ於テハ警察署長

ガ之ガ事務ヲ掌握シテ居ル。而シテ警視廳管下ニ於ケル消防ハ市内三九、消防署及所屬消防組一二四組並八王市三多摩六警察署長ノ監督ニ屬スル消防組七一組及島嶼四警察署長ノ監督ニ屬スル消防組二七組ガアル。消防署長ハ消防司令及消防士ヲ以テ充テテ居ル。消防署長ハ上官ノ命ヲ承ケ水穴消防ニ關スル事務ヲ管掌シ部下ノ官吏、消防組員（郡部島嶼ニ在リテハ警察署長）ヲ指揮監督スル權限ヲ有ス、消防署所屬ノ職員ハ消防署長ノ外消防機關士、消防曹長、消防手、書記及消防組員デアアル。

消防署ニハ文書係、警防係、機關係、會計係ヲ置キ事務ヲ分掌シテ居ル。之等ノ事務ノ範圍ハ消防署處務規程ニ規定シテアル。而シテ各係ニハ主任ヲ置キ消防士、消防機關士、消防曹長ヲ以テ之ニ充テ署長ノ命ヲ承ケ分掌事務ニ従事スル。

五、練習所

斯クシテ警視廳ノ活動組織ハ完成シタガ警察ニ従事スル職員又ハ消防ニ従事スル職員ノ採用、教習及訓練ヲナス機關トシテ警察練習所ト消防練習所トガアル。之等ノ所長ハ警務部長、消防部長ヲ以テ充テラレテ居ル。

第三、戒嚴ノ状態ニ於ケル警察行政ノ組織戒嚴ハ戰時又ハ事變ニ際シ兵備ヲ以テ全國又ハ一地方ヲ警戒スルコトデ、戒嚴令ニ從テ一定ノ軍事機關ガ之ヲ宣告スルノデアアル。戒嚴ノ宣告アルトキハ其ノ臨戰地境ニ於テハ軍事ニ關係アル警察ハ其ノ

他ノ臣令官ノ權限ニ移ルノデアアル。從テ其ノ範圍ニ於テ軍事機關ガ警察機關トナルノデアアル。（戒嚴令參照）

第一章 巡查ノ勤務

警察署ニ於ケル巡查ノ勤務ハ、巡查勤務規程ノ定ムル所ニ從ヒ、上官ノ指揮命令ヲ承ケ勤務ニ服スルモノデア。巡查ノ勤務ハ外勤巡查、内勤巡查、特務巡查、豫備及請願巡查ニ大別スルコトガ出來ル。

一、外勤巡查

外勤巡查トハ派出所、出張所、駐在所及所在地外勤ノ各勤務巡查ヲ謂フノデア。外勤巡查ハ一定區劃ノ受持區ヲ擔當セルモノニシテ警察活動ノ樞要部分ヲ構成スルモノナレバ第二章以下ニ詳記ス。

二、内勤巡查

内勤巡查ヲ分チテ警務係、會計係、司法書記、即決係、營業係、工場建築係、人事相談係及衛生係トシ、内勤巡查（會計係ヲ除ク）ハ當直ニ服シ署長ノ定ムル所ニ從ヒ起番ニ當ラナケレバナラナイ。内勤巡查ハ原則トシテ三部勤務デア。

三、特務巡查

特務巡查ヲ分チテ情報係、特別高等係、刑事係、防犯係、保安係、看守係、交

通係及武道助手トシ、特務巡查ハ受持區、組合區ニ拘ラズ警察署管内ニ於ケル特種専門ノ警察事務ニ從事スルモノデア。情報、特別高等、刑事、防犯係及保安ノ各係ハ私服勤務デアリ、情報係及特別高等係ハ通ジテ一名、刑事係一名防犯係及保安係ハ通ジテ一名毎日宿直勤務ニ服サナケレバナラナイ、但シ定員配置ノ都合ニ依リ前項ニ依リ難キトキハ署長之ヲ定メ警務部長ニ報告スルコトニナツテ居ル。宿直勤務ニ服シタル巡查ハ翌日事務ニ支障ナキ限り署長ノ承認ヲ得テ隨時退署スルコトガ出來ル。

看守巡查ハ勤續二年以上ニシテ勤務勉勵、注意力綿密鋭敏ニシテ、行動敏活身体強健年齢四十五年未滿ニシテ武道有級者タルモノヨリ任命スルコトニナツテ居ル。看守巡查ノ勤務ハ囚人及刑事被告人ノ看守、押送、留置人、檢束人ノ看守其ノ他留置場保護室ニ關スル事務ニ從事スル。

交通巡查ノ勤務ハ外勤交通及内勤交通ノ二種ガアル。外勤交通ハ交通ノ整理取締ニ任ジ、内勤交通ハ交通内勤事務及自動車ノ運轉ニ從事スルコトニナツテ居ル。内勤交通巡查ハ各署ニ三名ヲ配置シアリ三日目毎ニ宿直セシメ、日勤日ニ於テハ自動車運轉並内勤事務ニ從事シ、宿直日ニ於テハ交通内勤事務ニ從事スルコトニナツテ居ル。但シ特ニ内勤員トシテ充當スルノ要ナキ署ニ在リテハ晝間ハ成ルベク交通整理取締ニ當ラシム、夜間檢視、檢證其ノ他急ヲ要シ自動車

ヲ利用スルノ要アル場合ハ宿直交通巡査ヲシテ署備付ノ自動車ヲ操縦之ニ應ゼシムルコトニナツテ居ル。

武道助手ハ武道ノ教養並ニ武道ニ關スル事務ヲ擔當スルノ外署長ノ指定スル勤務ニ従事スル。

内勤、特務巡査勤務ヲ了リ退署セントスルトキハ交代者又ハ宿直員ニ事務ノ經過ヲ申繼ギ署長若ハ主任者ニ其ノ旨申告シテ退署スルコトニナツテ居ル。

四、豫備及請願巡査

豫備巡査ハ外勤ニ充當スルコトニナツテ居ルガ已ムヲ得ザル事情ニ依リ内勤、特務ニ充當スルコトガ出來ル、此ノ場合警務部長ノ承認ヲ受ケナケレバナラナイ。請願巡査ハ巡査勤務規程ニ準ジ請願ノ目的ニ從ヒ勤務ニ服セシメル。巡査ノ勤務ノ種別ハ以上ノ通りデアアルガ各種勤務中最モ責任ノ重イ警察各般ノ原動力トナルモノハ受持巡査デアアル。

第二章 受持巡査

第一節 總 說

受持巡査ノ活動ハ警察活動ノ樞要部分ヲ構成スルモノデ警察活動ノ第一歩ハ茲カラ始ルト言テモ差支ナイ。其レ丈受持巡査ノ一舉一投足ニハ深イ意味ガ含マレ重

大ナル責任ガ懸ツテ居ル。換言スレバ一受持巡査ノ動作ハ全警察ノ活動ヲ意味シテ居ル譯デアアル。

凡ソ國家ノ活動ハ個人ノ活動ヲ俟テ始メテ實現スルモノデ、個人ヲ離レテハ國家ノ活動ハ考ヘラレナイ。機關ノ組織ハツマリ此ノ個人ノ活動ヲ國家ノ活動ト認識サセルニ過ギナイ。即チ其ノ個人ガ其ノ職務遂行ノ範圍内ニ於テ爲ス作用ハ凡テ國家ノ作用ト觀念セラレルノデアアル故ニ其ノ個人ハ國家ヲ表現スル。約言スレバ一人ニシテ一國家デアアル。彼ノ有名ナル「フォスデー」ノ言ヲカリテ言ヘバ「一人ニシテ全警察デアアル」一受持巡査ガ深夜街頭ニ立ツトキハ最早ナル個人デナク、警察活動ヲ表現スル機關即チ偉大ナル國家警察其ノモノデアアル。

一、受持區ノ受持巡査

一定地域ノ區劃ヲ定メテ或ル一人ノ受持區トシテ之ガ擔當ヲ命ズルトキ其ノ巡査ハ所定區劃内ノ警察上一切ノ責任ズルモノナルコトハ巡査服務心得第二十三條ニ規定シテアル通りデアツテ、個々ノ受持區域ガ各々些カノ事故ヲモ生ゼズ何等ノ危害ヲモ生ゼスナラバ畢竟全國ノ安寧秩序ハ維持セラレルノデアアル。

二、受持責任

受持巡査ガ上司ノ指揮ヲ離レテ受持内ニ於テ執行務ニ當ル場合ハ一人ニシテ即チ全警察デアアル。割當テラレタル地域内ニ於ケル受持巡査ノ警察權ハ之ヲ警

察責任ト稱スルモ可也。ハ府縣ニ於ケル警察部長、東京府ニ於ケル警視總監ニ比スルモ本質上毫末ノ差異モナイ。

三、受持巡査ノ勤務

受持巡査ノ勤務ハ、之ヲ大別シテ次ノ三ニ分ツコトガ出來ル。

(イ) 派出所勤務

派出所勤務ノ受持巡査ハ、六又九ノ受持區ヲ合シテ一ノ組合ト爲シ、各其ノ擔當巡査ヲ詰員トシテ巡査派出所ニ於テ勤務シ甲、乙、丙ノ三部ニ分チ、二人若クハ三人ヲ一部トシ、日勤、當番、非番ノ勤務方法、所謂三部制ニ依リ、交互ニ其ノ派出所ニ於ケル執行務ニ就クモノデアアル。日勤日ニ於ケル勤務ハ署長ノ定ムル所ニ依ルコトニナツテ居ルガ、毎月各部三回以上ノ教練、各部十時間以上ノ講學、毎日一時間三十分ノ標準ニ依リ教養ヲ受ケル。當番日ニ於テハ立番(見張)警邏、受持查察(戸口查察、臨檢視察其ノ他受持區内諸般ノ視察調査ヲ行フモノ)ノ勤務ニ服シ其ノ派出所管内全般ニ對スル安寧維持ノ責ニ任ズル。巡査派出所、出張所(一人勤務ヲ除ク)ノ各部ニ組長ガ置カレテキテ、派出所出張所ニ備フル書類、簿冊ノ整理及月額消耗品費ノ出納ヲ掌リ、兼ネテ部員ノ調和統一ヲ保持シ、勤務上ニ付部員ニ注意ヲ與ヘ其ノ功過ニ關シ監督員ニ意見ヲ述ブルコトガ出來ル。

(ロ) 駐在所勤務

駐在所ノ受持巡査ハ原則トシテ巡査駐在所ニ居住シテ勤務シ、主トシテ新市部及郡部ニ之ヲ見ル、駐在所巡査ハ自己ノ受持區ヲ擔當シ警邏、受持查察其ノ他ノ執行取締ニ從事シ、受持區内ニ於ケル警察上諸般ノ責ニ任ズルモノデアアル。駐在所巡査ハ一名デアアルカラ、勤務所ヲ離レントキハ勤務表ノ捺印ニ依リ明瞭ナラシムルノ外其ノ記事欄ニ時間及行先ヲ明ニシテ置カナケレバナラナイ、又署管轄外ニ出デントスルトキハ署長ノ承認ヲ要スルコトニナツテ居ル。

(ハ) 署所在地勤務

署所在地巡査ハ警察署所在地ニ巡査派出所ノナイ所ダケデアアル。其ノ警察署ヲ中心トシテ所在地ヲ數受持區ニ分チ、其ノ中ノ一受持區ヲ一巡査ニ於テ擔當トスル。勤務方法受持區ニ對スル觀念ハ派出所勤務ト殆ド異ル所ハナイノデアアル。

第二節 各 說

一、受持巡査活動ノ諸形式(立番、警、受持查察)

受持巡査ノ活動形式ハ、之ヲ二ニ大別スルコトヲ得ル。一ハ之ガ屋外ニ實現ス

ル場合デアリ、他ハ之ガ屋内ニ實現スル場合デアアル。前者ハ更ニ之ヲ分チテ進撃的（或ハ積極的）ニ實現スル場合ト要撃的（或ハ消極的）ニ實現スル場合トニ爲スコトヲ得ル。即チ進撃的ノ場合ハ警邏ノ形式デアリ、全國ニ於テ警察力ガ積極的ニ實現スルモノデアアル。要撃的ノ場合ハ立番（見張）ノ形式デアッテ警察力ガ各管内ヲ固メテ非違ノ逃逸ニ備フルモノデアアル。

此ノ形式ハ主トシテ市街地ニ見ル所デアアルガ、往昔ノ關所ノ制度ト同一實質ヲ有スルモノデアアル。乍併此ノ進撃的、要撃的共ニ本質的ニハ同一作用ヲ爲スモノデ唯其ノ實現形式ガ異ルノミデアアル。後者ノ場合、即チ警察活動ガ屋内ニ實現スル場合ハ之ヲ更ニ實現ノ一般ナル場合ト特殊ナル場合トニ區別シ得ル。一般ナル場合ハ、全人家ニ付キ、漏レナク有スル家人ノ動靜一般ヲ察知シテ犯罪ノ豫防、又ハ鎮壓其ノ他警察各般ノ資料ヲ得ムガ爲ニスル警察活動デアアル。特殊ナル場合トハ之等一般的ナルモノノ外ニ、更ニ特殊營業者ニ付一般社會ノ保安、衛生、司法等ノ見地ヨリ爲サル警察活動ノ形式デアアル。一般ナル場合ハ即チ戸口查察制度デアリ、特殊ナル場合ハ臨檢視察制度デアアル。

以上ノ諸形式ハ互ニ排他的關係ニ立ツモノデハナク、並行的若クハ重複的關係ニ立ツモノデ、換言スレバ部分ニ就イテハ二重ニ、三重ニ戰線ガ施カレテ居ルモノデアアル。警察活動殊ニ其ノ豫防的方面ニ於テハ其ノ實施形式ヲ幾重ニ施カウト

モ之ガ多キニ失スルコトハアリ得ナイ、即チ屋外全般ニ亘ツテ其ノ最前線ヲ施キ萬般ノ警察作用ノ運用ヲ期スルト共ニ特別方法トシテ屋内ニモ及ボシ又屋内ニ及ボセルニモ一般的ノモノノ外ニ更ニ特殊のモノナル第一線ヲ施ク譯デアアル

二、立番制度

1. 立番ノ意義及目的

市街地ノ要所々々ニ實現スル屋外要撃的警察活動ノ顯現ハ巡査派出所ニ於ケル受持巡査ノ立番制度デアアル。之ハ後ニ述ベル警邏ト共ニ警察戰線ノ眼前線ヲ構成スル制度デアアル。

立番トハ、派出所勤務制服巡査ガ、一定ノ場所ニ立チ其ノ諸感覺ノ及ブ限リニ於テ、警戒、取締ヲ爲シ、人民ノ願届、處置、指導等ニ任ズル勤務デアアル。之ハ派出所ヲ根據トシテ行ハレル點ニ於テ、實際上外勤々務ノ基本ヲ爲スモノデアリ、又代表的ノモノデアアル。元來警察ハ、公共ノ秩序ト、公共ノ利益トノ維持保全ヲ使命トスルモノデ、別言スレバ社會民衆ヲ背景トスルモノデ、此ノ事ハ傳統的ニ、民衆ノ腦裡ニ深く印刻サレテ居ル。故ニ端正謹言ナル立番巡査ノ要所々々ニ於ケル監視ハ、民衆活動ノ紀律ヲ要請シ、彼等ガ法規ニ戾ラントスルモノ、之ヲ爲ス能ハザラシムモノデアアル。

2. 立番ノ位置

巡査派出所ハ、市街地ノ主要地點ハ普ク設置セラレテ居ル。故ニ派出所ニ於ケル立番員ハ、其ノ派出所ヲ中心トシテ、如何ナル地點ニ其ノ位置ヲ占ムベキカ、巡査勤務規程第十八條第一項ニ立番ハ所外適當ノ地域ニ於テ之ヲ爲スベシトアリ、此ノ所謂適當トハ、即チ自己ノ性格ト、能力並ニ地ノ利ヲ考ヘテ警察感覺ノ最モ鋭敏完全ニ働キ得ル地點ヲ選ブベキコトヲ云フモノデ、其ノ地ノ利ヲ考ヘルト云フコトハ、四圍ノ狀況等ハ勿論晝夜ノ別季節天候等ノ自然的條件ノ外交通状態並ニ臨時ニ發生スル事故ノ繁閑等人爲的條件ヲモ含メテ極メテ廣イ意味デアアル。立番能率ノ如何ハ、懸ツテ其ノ位置ノ適否ニ存スルモノトモ云フトガ出來ル。

3. 他ノ勤務トノ關係

立番勤務中事故取扱ノ爲、立番地域外ニ出デントスル場合ニハ其ノ旨休憩員ニ告知シ立番ノ交代ヲ請ヒ自己ハ直ニ事故發生地點ニ馳セ付ケ、其ノ種別ニ從ヒ適當ノ措置ヲ爲スベキデアアル。若シ休憩員ノ不在ナルトキハ緊急ノ場合以外ハ直ニ監督員ニ電話申告スル等適當ノ方法ヲ以テ行先ヲ明ニシ置クノ要ガアル。(巡査勤務規程第二十一條)

4. 見張勤務

見張勤務ハ、所外立番ノ本則ニ對スル例外トモ云フベキモノデアアル。之ニ三種

類アツテ、一ハ勤務時間關係デアリ、一ハ天候若ハ他ノ勤務關係デアリ。署長ニ於テ特ニ必要ト認メタ場合デアアル。即チ此等ハ勤務員ノ疲勞ヲ輕減シ、警察勢力ヲ貯蓄シ、以テ警察能率増進ニ資センガ爲ノ制度デアアル。立番ヲ見張ニ代フルコトヲ得ルハ左記ノ場合デアアル。

一、午前八時ヨリ午後十時ノ間及十二月一日ヨリ二月末日ニ至ル期間ニ於ケル午後十二時ヨリ午前五時ノ間ノ立番

二、連續二時間以上立番ニ當リタル場合ノ二時間目後ノ立番

三、降雨雪ノ場合及警衛、緊急警戒、出火場警戒直後ノ立番

四、署長ニ於テ特ニ必要ト認メタル場合

茲ニ言フ見張トハ、所内入口ニ近ク位置シ、入口ノ扉ヲ開放シ正シク椅子ニ立立番勤務ト同一精神ヲ以テスル勤務ヲ指スモノデアアル。見張中ト雖モ警戒上必要ナル場合及署長ニ於テ特ニ指定シタルトキハ立番ニ服サナケレバナラナイ(巡査勤務規程第十八、十九條)

三、警邏制度

1. 警邏ノ意義

警邏ハ受持部内ヲ所定線路ニ依リ巡行シテ、目ニ見、耳ニ聞ク所ノ事物ニ依テ部内ノ狀況ヲ察知スルト共ニ、事故ノ發生ヲ未然ニ防止シ、又ハ既ニ發生シタ

事故ヲ敏速ニ處理スルヲ以テ目的トスルモノデアル。
 尙各警察署ニ於テ非番制服員ヲ數組ニ分チ、一定區域内ニ張込、巡邏ヲ爲シ警戒勤務ニ服セシムルコトガアルガ、之ハ茲ニ云フ警邏ト同一性質ノモノデアル立番制度ハ警察活動ノ様式トシテ存シナカッタ時代若ハ地域モアルガ、警邏ハ如何ナル時代、如何ナル國デモ警察ノアル所最重要ノ活動様式トシテ存シテ居ル。殊ニ夜間警邏ハ不安ニ脅エ勝ナ市民ガ警察ヲ信賴スル目標デ、タトヒ一警邏中一事故モ發見セズトモ之ヲ以テ直ニ其ノ效ナキモノト速斷スベキデハナイ警察官吏巡行ノ靴音ガ夜陰ニ潛ム不逞ノ徒ヲシテ惡事ヲ中止セシメ、又其ノ巡行ニヨツテ危害ヲ未然ニ防ギ得タ事例ハ決シテ少クナイ。

2. 警邏勤務

警邏ハ一定線路ニ依ル定線警邏ト、線路ニ關係ナキ亂線警邏トニ分ケルコトガ出來ル、警邏線路ハ其ノ部内ノ地勢、廣表、特種ノ事情等ヲ考究シテ巡查派出所毎ニ、九人三部ニ在リテハ四線又ハ三線路、六人三部ニ在リテハ三線路又ハ二線路トシ可成受持區内ヲ全線路ニ普及セシムル様（駐在所ノ警邏線路ハ之ニ準ジ）署長之ヲ定メ警務部長ニ報告スルコトニナツテ居ル。
 警邏勤務ハ其ノ部内ヲ徒歩ニ依リ（駐在所ニ於テハ自轉車ニ依ラシムルコトヲ得）警邏時間ノ順序ニ依リ第一線ヨリ遞次所定各線ヲ巡行シ之ヲ反覆スルヲ本則ト

スルガ、部内ノ事情ニ依リ、犯罪其ノ他警察事故發生ノ狀況ニ應ジテ一定ノ時間、一定ノ地域ニ、警察力ヲ配置スル必要アリト認ムル場合ニハ署長ハ豫メ特ニ其ノ線路及時間ヲ指定シテ警邏セシメ管内警備ノ徹底ニ努ムベキデアル。又勤務員ニ於テ警戒取締上必要アリト認メタルトキハ署長ノ承認ヲ得テ前項ニ準ズル勤務ヲ爲スコトガ出來ル。而シテ一線路警邏勤務所要時間ハ交代ノ際事務引繼時間十分ヲ除キ五十分ヲ以テ其ノ限度トスル。

警邏ハ其ノ線路ヲ順行スベキデアルガ臨時署長ノ命ニ依リ逆行スル場合ガアル一勤務ノ交代時間十分ヲ過グルモ警邏員歸所セザルトキハ、立番（見張）中ノ巡查ハ監督員ニ申告シ指揮ヲ受ケナケレバナラナイ
 亂線警邏ハ所定線路外ニ於ケル犯罪其ノ他警察事故發生ノ未然防止竝ニ既發事故ノ敏速處理ニアルモノニシテ、派出所、出張所ニ於テハ一當番中警邏三回ニ付一回（二人勤務ノ場合ハ勤務員各一回）、駐在所ニ於テハ三日毎ニ一回トシ其ノ時間ハ署長ニ於テ指定セルコトニナツテ居ル。
 駐在所ノ警邏ハ部内定線ニ適當數ノ警邏員ヲ設置シアリ、巡行ノ際一定様式
 警邏表ニ時刻ヲ記入シテ捺印ヲセシムル様ニナツテ居ル

四 戶口查察

1. 戶口查察ノ意義及目的

戸口査察ハ住民ノ異動ヲ調査シ、其ノ性質、素行、來歴、思想、及生計ノ状態ヲ知悉シ警察上諸般ノ資料ニ供スルヲ以テ目的トスル。

警察官吏ノ本務ハ平穩ナル社會生活ニ危害ヲ與ヘントスルモノヲ豫防シ、又ハ制壓シ、以テ民衆ヲ安泰ノ裡ニ置クニアル。而シテ社會生活ノ平穩ヲ攪亂スルモノハ天變地異ヨリモ放恣ナル人ノ行爲ニ因ルコトガ多イ。故ニ警察官吏ハ先ヅ人ヲ知ラネバナラス。自己ノ受持區内ニ如何ナル住民アリヤヲ知ラネバナラヌ。若シ警察官吏ノ凡テガ眞實ニ良ク其ノ住民ヲ知悉シ得ルナラバ警察事故ノ起ツタ場合迅速ニ完全ニ之ヲ解決スルコトハ寔ニ容易デアル。戸口査察ハ要スルニ警察事務運用ノ索引ヲ作ルニアル。戸口査察ノ機能ヲ十分働カシムルニハ査察ノ周到ト査察簿、索引ノ整備ハ兩々相俟テ其ノ完璧ヲ期サネバナラス。

2. 戸口査察ノ種類及査察事項

戸口査察ハ之ヲ定例的（三ヶ月ニ一回以上警察上特ニ注意ヲ要スル者ニ對シテハ毎月一回以上）ナルモノト、臨時的（傳染病患者發見、容疑者ノ發見等特殊ノ目的ノ爲ニ行フモノ）ナルモノノ二種トナル。定例的ナル査察ニ際シテハ廣ク住民ノ悉ニ付テ知ルコトニ努ムベク、臨時的ナル査察ニ臨ンデハ深ク目的事項ヲ捉ヘルコトニ努ムベキデアル。

(イ) 一般的査察事項（戸口査察規程第三條參照）

- 一、本籍人、寄留者ノ別
 - 二、戸主、家族、雇人ノ別
 - 三、本籍（外國人ハ其ノ國籍） 出生地（出身地） 爵位、勳等、職業（生計ノ途） 氏名、生年月日
 - 四、前住所及屋號
- (ロ) 特ニ注意スベキ人物（戸口査察規程施行細則第七條參照）
- 一、無政府主義者、共產主義者、社會主義者及之ニ類スル過激思想抱持者
 - 二、前號ノ主義思想反對ヲ標榜シ又ハ政治、時事、勞働問題ニ關シ言動粗暴過激ノ傾向アル者
 - 三、病弱厭世感ニ陥レル者
 - 四、學業不良ニシテ中途退學シタル者
 - 五、暴力又ハ暴威ヲ用ヒテ人ヲ威迫シ若ハ金錢物品ヲ強要スル虞アル者
 - 六、刑ノ執行猶豫者、假出獄者、微罪釋放者、前科者
 - 七、犯罪ノ嫌疑アル者
 - 八、潛リ代言及高利貸業者
 - 九、報償ヲ得テ育兒ヲナス者

- 十、婦女誘拐又ハ密航ノ周旋ヲ爲ス嫌疑アル者
 - 十一、博徒及賭博常習ノ嫌疑アル者
 - 十二、平素粗暴過激ノ言動ヲ爲ス者
 - 十三、不良少年少女
 - 十四、家庭紊亂ノ者
 - 十五、放蕩淫逸ノ者
 - 十六、無産業ニシテ徒食スル者其ノ他不審ト認ムル者
 - 十七、頓ニ貧困ニ陥リ又ハ暴富ヲ致シタル者
 - 十八、密賣淫及媒合容止ノ嫌疑アル者
 - 十九、所謂間貸素人下宿ヲ爲スト認ムル者及其ノ間借人並止宿人並「アパート」内居住者
 - 二十、前各號ノ外警察上特ニ注意ヲ要スル者
 - 3. 査察ヲ要セザル者（戸口査察規程第二條參照）
- 戸口査察ノ目的ハ一般住民ノ状態ヲ知悉シテ警察事務運用ノ便ニ供スルニアルヲ以テ此ノ目的ニ適合セヌモノハ査察スルコトヲ要シナイ。即チ左記ノ者デア
- 一、皇族及其ノ邸内ニ居住スル者

- 二、外國大使、公使、領事館員及其ノ家族並館内ニ在住スル者
- 右各條ニ該當スルモノノ中例之自動車運轉者ノ家族及家人ノミニ付特ニ警察上ノ警戒ヲ要スルガ如キ場合ハ勿論之ヲ視察セネバナラヌノデア
- 4. 査察程度ノ異ル者（戸口査察規程第三條第四條參照）
- 一般査察ノ如ク査察事項ヲ査察簿ニ登載セザルモノガアル。即チ左記ノ者デア
- 一、官公私立學校ノ寄宿學生（皇族ヲ除ク）
 - 二、工場法適用工場ノ寄宿舎ニ寄宿スル者
 - 三、廣兵院、感化院、矯正院、養育院ニ入院中ノ者
- 右各號ニ該當スルモノハ毎年二回（六月末、十二月末）之ヲ調査シ、現在ノ國籍、民籍及男女別ノ人員ノミヲ登載スルノデア
- 之ハ夫々管理者、監督責任者ガアツテ各個人ニ對シ査察ヲ爲シテ居ルカラ受持巡查ハ特ニ査察スルヲ要シナイノデア
- 右ノ外ニ「官公署、學校、病院、社寺、諸會社、諸製造所、諸工場ノ類ハ軒擔又ハ地番ノ順序ニ依リ戸口査察簿ニ登載」シ「社寺ヲ除キ其ノ毎日通學（皇族ヲ除ク）通勤入院人員ヲ毎年二回（六月、十二月）調査シタル數及毎夜宿直守衛等ノ

員ヲ記入」スルモノガアル。茲ニ注意スベキハ銀行、種々ノ事務所、俱樂部倉庫等モ之ニ準ズベキモノデ、旅人宿、下宿屋、艦船等ハ此ノ範圍内ニ屬シナイコトデアル。又一華族官吏、公吏、其ノ他身元確實ナリト認ムル者ニ對シテハ適當ナル方法ニ依テ查察」シ必ズシモ本人ニ直接シテ查察スル必要ハナイ。一見資産家又ハ紳士ト見ラルル者デモ往々大詐欺漢ガアルカラ身元確實ナリト認ムルニハ相當ノ注意ガ必要デアル。又確實ナル家庭ニモ不確實ナ雇人等ガ介入シテ居ルコトモアルカラ之又相當注意ヲ要スル。

五、臨檢視察

1. 臨檢視察ノ意義及目的

臨檢視察ハ警察上取締ヲ要スル特定ノ業務、設備其ノ他ニ付平素ニ於ケル法令遵守ノ狀況ヲ視察シ以テ行政警察ノ目的ヲ達成スルニアルノデアツテ、臨檢視察ニ際シテハ指導ヲ旨トシ、若シ法令ニ違反スルモノアルトキハ先ヅ其ノ不心得ヲ懇諭シ情狀ニ依リテハ法令ノ定ムルトコロニ從ヒ之ニ取締規則所定ノ刑罰ヲ科シ、又ハ營業取消、停止其ノ他ノ行政處分ヲ爲シ取締ノ目的ヲ達スベキモノデアル

2. 臨檢視察ノ方法

臨檢視察ハ視察回数ノ定メテアル定期視察ト、臨時必要ニ依リ實施スル臨時視

察ト定期又ハ臨時ノ視察ノミニテハ警察取締リノ目的ヲ達スルコト能ハズト認メタルトキハ行フ特別視察トガアル

(A) 定期視察

定期視察ハ左ニ掲グルモノニ付三月ニ一回以上之ヲ行ヒ、第一號乃至第四十八號ハ受持巡查第二十五號乃至第七十一號ハ主務係巡查ガ之ヲ擔當スルコトニナツテ居ル

- 一、質屋
- 二、古物商
- 三、占業
- 四、特殊飲食店
- 五、料理店
- 六、宿屋
- 七、飲食店（届出飲食店ヲ除ク）
- 八、遊技場
- 九、浴場及浴場營業
- 十、營業用自動車々庫
- 十一、自動車ニ依ル運送事業

- 十二、乗合船營業
- 十三、渡船營業
- 十四、汽船發着場及寄航場
- 十五、工場法非適用工場ニシテ本廳主管ニ屬スルモノ
- 十六、美容術營業
- 十七、動物質原料取扱業（魚腸骨處理場ヲ除ク）
- 十八、貸寢具營業
- 十九、結核、トラホーム豫防施設（學校、病院、教會場、說教場、傳導所、取引所、銀行、屈出飲食店、貸席及警察署主管ニ屬スル工場法非適用工場ヲ除ク）
- 二十、精神病者
- 二十一、屑物買入場及屑物取扱場
- 二十二、食肉營業
- 二十三、畜舍
- 二十四、病畜收容所
- 二十五、火葬場
- 二十六、動物質原料取扱業（魚腸骨處理場）
- 二十七、胞衣産穢物取扱業

- 二十八、汚物處理場及積換場
- 二十九、療術行為業者
- 三十、消毒營業者ノ消毒所
- 三十一、牛乳搾取營業
- 三十二、牛乳處理營業
- 三十三、乳製品製造營業
- 三十四、斃獸取扱業
- 三十五、銃砲製造業
- 三十六、銃砲火藥類自製品販賣業
- 三十七、火藥貯藏所（煙火竝ニ煙火半成品貯藏所ヲ含ム）
- 三十八、火藥類消費所
- 三十九、玩具用普通火工品貯藏所
- 四十、壓縮瓦斯竝ニ液化瓦斯貯藏所
- 四十一、仕込刀劍其ノ他變裝シタル武器製造及販賣業
- 四十二、拳銃、短銃、仕込銃、仕込刀劍其ノ他變裝シタル武器携帯者及所持者（人物經歷等ニ依リ署長ニ於テ視察ノ要ナシト認メタルモノヲ除ク）
- 四十三、營利職業紹介事業

- 四十四、紹介營業
- 四十五、舞踏場及舞踏教授所
- 四十六、興行場
- 四十七、遊園地
- 四十八、工場法適用工場並ニ工場附屬寄宿舎
- 四十九、火藥類（煙火ヲ含ム）製造業
- 五十、銃砲火藥類定員販賣及煙火販賣業
- 五十一、玩具普通火工製造販賣業
- 五十二、危險物貯藏所（地下槽、移動槽ヲ除ク）
- 五十三、壓縮瓦斯並ニ液化瓦斯製造及販賣業（届出版賣業ヲ除ク）
- 五十四、壓縮瓦斯並ニ液化瓦斯貯藏業
- 五十五、郵船宿
- 五十六、引手茶屋
- 五十七、待合茶屋
- 五十八、貸座敷
- 五十九、汽罐及原動機（汽罐取締令及原動機取締規則ニ依ルモノ但シ移動式ヲ除ク）

- 六十、建築代願人
- 六十一、藥局
- 六十二、藥種商、製藥者
- 六十三、藥品製造販賣業
- 六十四、毒物劇物營業
- 六十五、水製造販賣業
- 六十六、診療所及齒科診療所中
 - 1. 傳染病室アルモノ
 - 2. 精神病室アルモノ
- 3. 病院
- 4. 齒科病院
 - 5. 醫師又ハ齒科醫師ニ非ラザル者ノ開設スル診療所又ハ齒科診療所
- 六十七、入齒齒抜口中治療接骨業
- 六十八、看護婦規則第二條第一項第二號ノ學校及講習所
- 六十九、看護婦會
- 七十、產院
- 七十一、屠場及屠畜業

(B) 臨時視察

臨時視察ハ左ニ掲グルモノノ外、定期視察ヲ爲ス對象中署長ニ於テ必要ト認めタルモノニ付一齊取締其ノ他ノ方法ニ依リ隨時之ヲ行フモノデアル。

- 一、玩具用普通火工品販賣業
- 二、軍用銃砲所持者
- 三、危險物貯藏所中地下槽及移動槽
- 四、壓縮瓦斯竝ニ液化瓦斯屈出販賣業
- 五、飼鳥賣買及鳥獸剝製業
- 六、勞働者募集従事者
- 七、代書人
- 八、藝妓屋
- 九、屈出飲食店
- 十、遊泳場
- 十一、貸 席
- 十二、派出婦會
- 十三、自家用自動車々庫
- 十四、自動車ニ依ル運輸事業

- 十五、貸船營業中貸「ボート」ヲ爲スモノ
- 十六、災害扶助法適用事業
- 十七、工場法非適用工場ニシテ警察署主管ニ屬スルモノ
- 十八、納骨堂
- 十九、水槽便所
- 二十、死屍又ハ死体保存ノ場所
- 二十一、飲食物營業
- 二十二、賣藥營業
- 二十三、賣藥請賣營業
- 二十四、清涼飲料水製造販賣業
- 二十五、飲料水營業
- 二十六、氷卸賣營業
- 二十七、賣藥部外品營業
- 二十八、產 婆
- 二十九、按摩術營業、マツサージ術營業
- 三十、鍼術灸術營業
- 三十一、柔道整復術營業

- 三十二、自宅治療並ニ送院猶豫中ノ傳染病患者
- 三十三、結核、トラホーム豫防施設（學校、病院、教會場、説教場、傳導所、取引所、銀行、届出飲食店、貸席及警察署主管ニ屬スル工場法非適用工場）
- 三十四、トラホーム患者
- 三十五、傳染病病原体保有者
- 三十六、牛乳販賣營業
- 三十七、繫留犬
- 三十八、犬ノ賣買交換又ハ訓練ヲ業トスルモノ
- 三十九、裝蹄場

臨時視察ヲ爲スベキ對象ハ以上列舉シタモノ及定期視察對象中署長ノ必要ト認メタモノノ二種デアツテ、左ノ事柄ニ注意シテ實施シナケレバナラナイ

(一)警察署ニ於テハ一月中ニ實施スベキ臨時視察計畫ヲ豫メ前月中ニ樹立シテ置カネバナラナイ

(二)計畫内容ニハ其ノ對象ノ特殊性ヲ稽ヘ、其ノ視察ノ目的ニ應ジテ次ノ各號ヲ考慮ノ要ガアル。

(イ)視察日時 臨時視察ノ計畫ヲ設定スルニ當ツテハ、視察ノ時期ヲ最モ適當ニ配分スルコトガ大切デアツテ、最モ效果ノアル時期ヲ擇ブコトガ緊要デアアル

特ニ季節的ニ警察對象トナル性質ノモノニ對シテハ其ノ時季ヲ逃サヌコトガ肝要デアアル。

視察實施ノ時間ニツイテモ最モ效果的ナ時間ヲ選擇スルコトヲ要スル、即チ晝間視察ヲ適當トセヌモノニ就テハ、夜間ノ營業時間ヲ利用シテ實施スル等適切ニ計畫スベキデアアル。但シ夜間ノ臨檢視察ニ就テハ行政執行法ノ制限ガアル、例ヘバ銃砲火藥類取締法第十條ノ如キ特別ノ規定ノ有ル場合ハ問題デハナイガ、斯様ノ特別規定ノナイ對象ニ對シ日没後、日出前ニ權力ヲ以テ強制的ニ臨檢スルコトヲ許サレルノハ行政執行法第二條但書ノ規定ニ該當スル場合、即チ其ノ場所ガ夜間ト雖モ衆人ノ出入スル場所デアリ、而モ其ノ公開時間内ニ限ラレルモノデアアル。

(ロ)視察員 視察員ハ必ズシモ主務係又ハ外勤日勤員ニ限ラナイ、對象ノ性質ニ應ジ私服專務員ヲ充當スルコトモ差支ナイ。又視察員ノ服裝モ亦必要ニ依リ制服又ハ私服トスルコトガ出來ル。

C)特別視察 特別視察ハ定期又ハ臨時ノ視察ヲ以テシテハ警察取締ノ目的ヲ達スルコト能ハズト認メタ時ニ實施スルモノデアアルガ、特殊ノ對象例ヘバ質屋、古物商、特殊飲食店、料理店、産院、療術行爲等ノ如ク隠レタ不正行爲ガ行ハレル蓋然性ノ

多イモノニ就テハ、何箇月目カニ一回ト云フヨウナ間斷的ナ取締ヤ、正面カラ制服デ乗込ンデ行ツタノデハ到底夫等ノ平素ノ實相ヲ把握スルコトヲ得ナイモノガアルノデ、特別視察ハ此ノ要求ヲ充ス爲ニ生レタモノデアツテ、或ル對象ニ就テ表面カラハ實相ヲ探知シ得ナイカ、又ハ探偵スルコトノ困難ナ不正行爲ガ隠レテ行ハレテ居ルト認メタ場合ニハ、特定ノ私服員ヲ指定シテ一定ノ期間繼續的ニ或ハ客ヲ裝ヒ、或ハ張込ヲ爲シ、又附近住家ニ就テ間接的ニ視察内偵スル等其ノ實相ヲ把握セシメル爲ニ各種ノ方法手段ヲ講ゼシメルモノデアアル。特別視察ヲ爲サシメル私服員ハ私服專務員デアアルコトガ理想デアアルガ、署ノ狀況ニ依リ制服員ヲ臨時ニ私服トシテ之ニ當ラシムルコトモ差支ヘナイノデアアル

六、密行及張込

1. 序説 警邏及立番ガ制服勤務デアアルノニ反シ密行及張込ハ私服勤務デアアル。(制服デ張込ヲ爲ス場合モアル) 警邏及立番ハ何人ニモ其ノ警察官タルコトヲ表示シテノ勤務デ其ノ本旨ハ犯罪ノ豫防ニアルガ密行張込ハ表面其ノ警察官タルコトヲ表示セズニ而カモ一般人ヲ裝フテ警察權ヲ行フモノデ其ノ主眼トスル處ハ非違檢舉ニアル。又警邏中廣ク警察萬般ノ事項ニ付絶エザル注意ヲ用フルモノアルガ密行張込中其ノ特ニ目的トスル處ニ専ラ全力ヲ注ギ其ノ目的ニ關係疎ナル他ノ小事ハ寧ロ之ヲ顧ナイノガ常デアアル

2. 密行 密行ハ其ノ勤務ノ性質上密行勤務ヲ爲スモノ(刑事巡查)ト制服勤務員ガ臨時ノ必要ニ依リ特ニ密行勤務ニ服スルモノトガアル。又密行勤務ハ單獨ニ爲スモノト二人一組デ爲スモノトガアル。密行スベキ地域ヲ特ニ指定セラルル場合ト然ラザル場合トガアルガ、地域ヲ指定セラレタルトキハ其ノ地域内ヲ然ラザルトキハ管内一般ヲ偵邏シ、必要ニ應ジテ或ハ張込ヲ爲シ、或ハ通行者ニ對シ不審尋問ヲ行ヒ、又要所ヲ檢索スル等適宜ノ方法ヲ執リ以テ密行ノ目的ヲ達成スベキデアアル。

3. 張込 張込ハ屋外、路傍、街衢等ノ地點ニ潜伏シ通行者ノ動靜ヲ觀察シテ犯人、容疑者等ヲ發見スル爲ニ又ハ犯人容疑者等ノ立廻リ又ハ歸來スベキ家屋内或ハ其ノ近傍ニ潜伏シテ被疑者ヲ取押フル爲ニスル警察活動デアツテ其ノ目的ハ犯罪ノ豫防並ニ檢舉ノ爲デアアル。之ヲ單ニ私服勤務ノ時バカリデナク制服デ從事スル場合モアル。

第三節 巡查派出所ニ於ケル願届ノ取扱

巡查派出所ニ於ケル願届ノ接受ハ明治四十二年九月告示第八四號ニ依ルベク其ノ趣旨トスル所ハ要スルニ許可、認可ヲ要スベキ重要ナル以外ハ可及的派出所ニ於テ受理セシメ一般民衆ノ便益ヲ圖ルニ在レバ當然派出所ニ於テ受理スベキ願届ヲ

態々本署ニ提出セシメ民衆ヲシテ時間的、經濟的ニ無用ノ負擔ヲ蒙ラシムルガ如キハ避クベキコトナリ、派出所ニ於テ受理スベキ願届ハ一定シ居ラザルモ事務ノ簡捷ト民衆ノ便益ヲ圖ルニアレバ之ヲ列舉スルトキハ左ノ如キ願届ナルベシ

- 一、雇人解届届
- 一、投下宿、出發届
- 一、制限外物件運搬願
- 一、迷子届
- 一、盜難届
- 一、變死傷者届
- 一、傳染病發生届
- 一、行路病人届
- 一、道路一時占用願
- 一、遺失物及拾得届
- 一、畜犬届
- 一、質屋、古物商不正品届
- 一、觀客人員届

- 一、看護婦會員、派出所會員異動届
 - 一、水水店營業届
- 等ノ如キハ派出所ニ於テ受理スルモ支障ナキモノトシテ取扱ヒ事務簡捷ト民衆處遇上遺憾ナキヲ期シツツアリ。

第四節 休憩

休憩ハ勤務形式、一デアアル、即チ立番、警邏其ノ他ノ勤務ニ服シタ後ニ、警察活動ノ激濁性ノ要求ガ命ズル精神ノ明晰緊張ト身体ノ自由トヲ得セシムル急勤務中未處理ノ事務ヲ處理スル爲或ハ立番、見張等ノ他ノ受持員ノ支障アル場合ノ補充ノ爲ニ後衛軍トシテ設ケラレタ勤務ノ形式デアアル。休憩員ハ左記ノ事項ヲ遵守シナケレバナラナイ。

- 一、派出所休憩室内ニ於テ休憩シテ居ラナケレバナラナイ、之ハ休憩ノ補充的地位ニアル爲デ、立番見張等ノ巡查ハ突發事故ニ應ジテ何時其ノ位置ヲ離レネバナラヌ場合ガアルカヲ保シ難イカラデアアル。
- 二、濫ニ同僚以外ノ者ニ對シ、私事ノ談話ヲ爲シ又ハ私用ヲ辨ズベカラズ（巡查服務心得第二三條）之ハ間接ニハ勤務ニ支障ヲ來シ、不知、不識ノ裡ニ警察ノ威信ヲ墜スコトニモナルカラデアアル。

2212
34

昭和十三年十月五日印刷
昭和十三年十月十日發行

著作
權
所
有

警視廳消防練習所編纂

東京市神田區駿河臺三ノ七

廣文社

電話神田三〇三二番

東京市神田區駿河臺三ノ七

印刷者 岩瀨利吉

寄贈

衆議院
14.3.1
圖書館





